

○三芳町自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

平成24年8月9日

告示第193号

改正 平成26年3月31日告示第50号

平成26年9月30日告示第223号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、公有財産のうち庁舎その他の施設及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の余裕部分（以下「貸付物件」という。）を貸し付ける方法により飲料水等の自動販売機を設置させる場合の取扱いについて、三芳町財産規則（平成20年三芳町規則第30号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物件の決定等)

第2条 貸付物件の貸付けに当たり、庁舎等における設置場所、貸付面積並びに自動販売機等の種類及び台数については、町長が別に定める。

(最低貸付料)

第3条 貸付けに係る最低貸付料は、三芳町行政財産の使用料に関する条例（平成6年三芳町条例第16号）第3条の規定により算出して得た額とする。

(貸付けの相手方の選定等)

第4条 貸付けの相手方の選定は、公募による総合評価方式（以下「公募貸付方式」という。）によるものとする。

2 公募貸付方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 応募者が1者であっても選定することができる。

(貸付料の算定及び改定)

第5条 貸付料は、落札金額（建物の場合並びに土地で消費税及び地方消費税の対象となる場合には、貸付料提案書に記載された金額に当該消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額）とする。

2 貸付料は、契約期間中は改定しないものとする。

(貸付契約)

第6条 貸付けの相手方となる自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を決定したときは、設置事業者との間で貸付契約を締結するものとする。

- 2 貸付契約を締結するときは、設置事業者に対し、貸付期間中における貸付物件の用途（以下「指定用途」という。）を「自動販売機の設置場所」に指定するものとする。
- 3 前項の規定により指定した用途の変更は、行わないものとする。

(貸付期間)

第7条 貸付期間は、3年以内とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

(管理費)

第8条 貸付契約に基づき設置した自動販売機の種類に応じ、次の各号に定める額を当該自動販売機の管理費とする。

- (1) 缶飲料及びパック飲料自動販売機 一台につき年額30,000円
- (2) カップ式飲料自動販売機 一台につき年額50,000円
- (3) その他自動販売機 町長が別に定める額

(貸付料及び管理費の納付)

第9条 貸付料及び管理費（以下「貸付料等」という。）は、貸付期間中の年度ごとに町長が定める額を、町長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 設置事業者が、納付期限までに貸付料等を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収するものとする。

(施設の整備等)

第10条 自動販売機の使用に要する設備の整備及び使用に際して庁舎等の設備の改修が必要となる場合の当該改修工事は、設置事業者が自己の負担をもって行うものとする。

(原状変更及び権利の転貸等の禁止)

第11条 設置事業者は、貸付物件の原状を変更してはならない。

2 設置事業者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(調査及び報告)

第12条 町長は、設置事業者又は貸付物件について、指定用途に供する義務その他の契約に基づく義務の履行状況を確認するため、定期又は隨時に実地調査を実施することができる。

2 町長は、設置事業者から貸付けに係る自動販売機の売上状況について報告を求めることができる。

(契約の解除)

第13条 町長は、貸付物件が指定用途に供されていないこと又はその他契約に基づく義務が履行されていないことを確認した場合、直ちに設置事業者に対し、期間を定めてその是正又は履行を催告し、なおその期間内に是正又は履行しないときは、貸付契約を解除するものとする。

(適用除外)

第14条 自動販売機の設置については、公募貸付方式による行政財産の貸付けを原則とするが、次の各号のいずれかに該当するものは、行政財産の使用の許可により対応することができるものとする。

- (1) 施設内の食堂、売店等を貸し出す場合で、自動販売機と一体的な管理及び運営をすべきものと判断されるもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等の規定により福祉関係団体が設置に努めるよう位置付けられているもの
- (3) 施設の管理を指定管理者その他外郭団体に行わせる場合で、その得られる収入が、管理業務又は自主事業の財源の一部に充当されるもの
- (4) 施設の用途廃止を3年以内に予定しているもの
- (5) その他極めて短期的な設置である等公募貸付方式に付することが困難と判断されるもの

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第50号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第223号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。